

違反対象物の公表制度

【平成29年4月1日から運用開始】

立入検査によって重大な消防法令違反が確認された場合、これらの建物を利用される方がその危険性に関する情報を自ら入手できるよう、東部消防局ホームページにおいて公表する制度です。

① 公表の対象となる建物

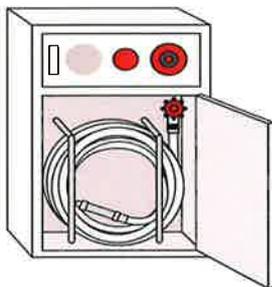
- ホテル・飲食店・物品販売店舗など、不特定多数の方が利用される建物
- 病院や福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用される建物・・・など



② 公表の対象となる違反内容（重大な消防法令違反）

【消防法で義務付けられた下記の消防用設備が設置されていない建物】

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備



③ 公表までの流れ

消防署による立入検査で違反を確認し、建物の関係者に通知した日から14日が経過しても、その違反が継続して認められる場合に下記の内容を公表します。

- 建物の名称
- 建物の住所
- 違反の内容

④ お問い合わせ先

東部消防局予防課	(0857) 23-2460	岩美消防署	(0857) 73-1221
鳥取消防署	(0857) 22-0119	八頭消防署	(0858) 85-1211
湖山消防署	(0857) 28-4321	気高消防署	(0857) 82-2211

● 鳥取県東部広域行政管理組合東部消防局ホームページ

<http://www.east.tottori.tottori.jp>

違反対象物の公表制度の事務処理の流れ（例）

